

地域農業の安全管理と事故補償対策

東京農業大学 客員教授

労災予防研究所 所長 みくる べ 三廻部 まさみ 眞己

はじめに

「日本は農機事故の実験場だ」－これは、平成13年9月にアイオワ大学で開催された第13回国際農村医学会において、筆者が日本の農作業事故の実態を発表した際に、会場から寄せられたメッセージである。実に的確な指摘といえよう。

他産業の労災事故死や交通事故死が減少しているのに対し、農作業中の死亡事故だけは一向に減る気配を見せていない(図表1)。なぜ、農作業事故はなかなか防止できないのか。

本稿では、事故防止対策に必要な技術情報(ノウハウ)と農業経営に不可欠な労災補償のあり方等を論じつつ、組合員農家の命を守

るJAの使命について考えてみたい。

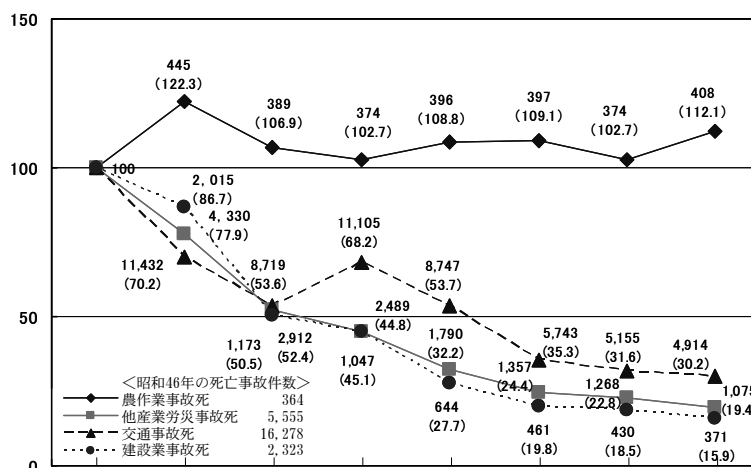
I. 農作業事故の現状

1. なかなか減らない農作業事故死

図表1は、昭和46年を100として、農作業中の死亡事故の年次別推移を、他産業全体の労災事故死、交通事故死、建設業の事故死のそれと比較したものである。これによると、農作業事故死だけが減っていないことが際立っている。農水省が農作業事故死の調査を開始した昭和46年から平成21年までの39年間で1万5,072件もの農作業事故死が起きている。年平均にすると386件だ。毎日のように全国のどこかで悲惨な農作業事故死が起きているのである。

注目すべきは建設業の事故死である。平成21年度は前年度比59件減の371件となり、農作業事故死の発生件数408件を下回っている。かつて危険業種の代表格であった建設業は、『災害ゼロの安全職場! トップの決意・現場の実行(中央労働災害防止協会:平成5年度 全国安全週間スローガン)』などをモットーに、労使が丸一となって事故防止対策に取り組み、労働安全の偉大な実績を着実に積み上げてきた。いまや建設業は安全対策の模範的業種となっており、「農作業安全は建設業に学べ」といった状況といえるだろう。

図表1 農作業事故と他産業労災事故死、交通事故死、建設業事故死の年次別推移



資料:農林水産省「農作業事故調査」、厚生労働省「労働災害発生状況」、警視庁資料「交通事故統計」をもとに作成。

注) 数字は実数、()内は昭和46年を100とした指数。

2. 農作業事故死の7割は農機災害

農作業中の事故死で最も多いのは農業機械作業に係る事故である。図表2のとおり、この10年間において毎年、農作業事故死の約7割を占めている。特にトラクター（乗用型と歩行型）の事故死が多く、平成21年度の両トラクター事故死は158件となっており、農作業事故死の約6割を占めている。乗用型トラクターの事故死の原因は安全フレームとシート

ベルトの装着がいまだに徹底されていないからである。このような現状では「日本は農機事故の実験場だ」と言われても仕方がない。

また、65歳以上の高齢者層に農作業事故死が集中している。平成21年度は前年度比28件増の324件となっており、全体の約8割を占めるに至っている。まさに就農者の高齢化構造が事故要因となっている。

図表2 農作業中の死亡事故発生状況

(単位：件、%)

| 年次 | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 | 21年 | |
|-----------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------|
| 事故発生件数計 | 406 | 396 | 384 | 398 | 413 | 395 | 391 | 397 | 374 | 408 | |
| 農業機械作業に係る事故 | 300 {100.0} {73.9} | 272 {100.0} {68.7} | 269 {100.0} {70.1} | 282 {100.0} {70.9} | 295 {100.0} {71.4} | 263 {100.0} {66.6} | 242 {100.0} {61.9} | 259 {100.0} {65.2} | 260 {100.0} {69.5} | 270 {100.0} {66.2} | |
| 乗用型トラクター | 125 (41.7) | 146 (53.7) | 123 (45.7) | 132 (46.8) | 135 (45.8) | 124 (47.1) | 115 (47.5) | 115 (44.4) | 129 (49.6) | 122 (45.2) | |
| 歩行型トラクター | 53 (17.7) | 38 (14.0) | 47 (17.5) | 43 (15.2) | 54 (18.3) | 55 (20.9) | 26 (10.7) | 35 (13.5) | 35 (13.5) | 36 (13.3) | |
| 農用運搬車 | 57 (19.0) | 32 (11.8) | 45 (16.7) | 37 (13.1) | 39 (13.2) | 30 (11.4) | 53 (21.9) | 45 (17.4) | 35 (13.5) | 30 (11.1) | |
| 自脱型コンバイン | 16 (5.3) | 9 (3.3) | 11 (4.1) | 13 (4.6) | 11 (3.7) | 10 (3.8) | 6 (2.5) | 10 (3.9) | 9 (3.5) | 17 (6.3) | |
| 動力防除機 | 7 (2.3) | 7 (2.6) | 2 (0.7) | 4 (1.4) | 5 (1.7) | 4 (1.5) | 3 (1.2) | 4 (1.5) | 5 (1.9) | 9 (3.3) | |
| 動力刈払機 | 4 (1.3) | 4 (1.5) | 5 (1.9) | 8 (2.8) | 11 (3.7) | 3 (1.1) | 1 (0.4) | 6 (2.3) | 3 (1.2) | 11 (4.1) | |
| その他 | 38 (12.7) | 36 (13.2) | 36 (13.4) | 45 (16.0) | 40 (13.6) | 37 (14.1) | 38 (15.7) | 44 (17.0) | 44 (16.9) | 45 (16.7) | |
| 農業用施設作業に係る事故 | 14 {3.4} | 17 {4.3} | 17 {4.4} | 24 {6.0} | 24 {5.8} | 23 {5.8} | 26 {6.6} | 21 {5.3} | 17 {4.5} | 18 {4.4} | |
| 機械・施設以外の作業に係る事故 | 92 {22.7} | 107 {27.0} | 98 {25.5} | 92 {23.1} | 94 {22.8} | 109 {27.6} | 123 {31.5} | 117 {29.5} | 97 {25.9} | 120 {29.4} | |
| 性別 | 男 | 353 {86.9} | 331 {83.6} | 329 {85.7} | 351 {88.2} | 354 {85.7} | 341 {86.3} | 330 {84.4} | 333 {83.9} | 325 {86.9} | 327 {82.6} |
| | 女 | 53 {13.1} | 65 {16.4} | 55 {14.3} | 47 {11.8} | 59 {14.3} | 53 {13.4} | 61 {15.6} | 64 {16.1} | 49 {13.1} | 71 {17.4} |
| うち65歳以上層に係る事故 | 269 {66.3} | 286 {72.2} | 291 {75.8} | 295 {74.1} | 297 {71.9} | 298 {75.4} | 305 {78.0} | 286 {72.0} | 296 {79.1} | 324 {79.4} | |

資料：農林水産省生産局

注) 1. { }内は、事故発生件数計を100とした場合の割合である。

2. ()内は、農業機械作業に係る事故における機種別の割合である。

3. 14年度は未実施の府県がある。

4. 17年の性別については、不明が1名いる。



II. 農作業事故はなぜ起きるのか

1. 農作業事故発生のメカニズム

農作業事故が起きる仕組みを理解できれば、事故防止対策は自ずとみえてくる。図表3は事故発生のメカニズムを厚生労働省が示したものである。事故発生の直接原因は、事故現場に潜在する「不安全・不衛生な状態(物的要因)」に「不安全・不衛生な行動(人的要因)」が重なり合うこととされている。また、間接原因として「安全衛生管理上の欠陥」が提示されている。農業経営者や現場管理者等の安全管理の取り組みが不十分であったために、労働者の不安全・不衛生行動が起これ、作業現場の不安全・不衛生状態が生じるのである。さらに、筆者は厚生労働省が示す3つの事故原因に加えて、「機械や施設の欠陥」を事故発生の直接原因として提示する(図表4)。今日では機械や施設の構造設計上の欠陥による事故が損害賠償事件として多く取り上げられている。「物自体の欠陥」を事故の直接原因として前面に打ち出さなければ、時代の変化に合致した事故防止、安全教育に資することもできないのではなかろうか。

2. 不安全行動とヒューマン・エラー

農作業事故は前述の4つの要因(図表4)が絡み合って起きている。農作業の現場はまさに「不安全な状態」そのものであるから、「不安全な行動」が生じないように適切な「安全衛生管理」を徹底していくことが事故防止の要となる。そして「不安全な行動」の発生要因には、人間の行動から取り除くことが困難な「思い込み」などの錯覚による「ヒューマン・エラー」が大きく関与している。

図表5によると、ヒューマン・エラーは人的要因(ヒューマン・ファクター)と農業機械・環境要因との適合が円滑にいかなかった

ときに発生するとされている。この2つの要因がからみ合って大脳の情報処理発生過程に影響を及ぼし、ヒューマン・エラーを発生させるのである。それがヒヤリハット、不安全行動へと進展し、遂に農作業事故が起きるわけである。この2つの要因が結合するか否かは個人差があり、素質・適性・体力・感覚能力、また知識・意識・価値観等にも影響される。

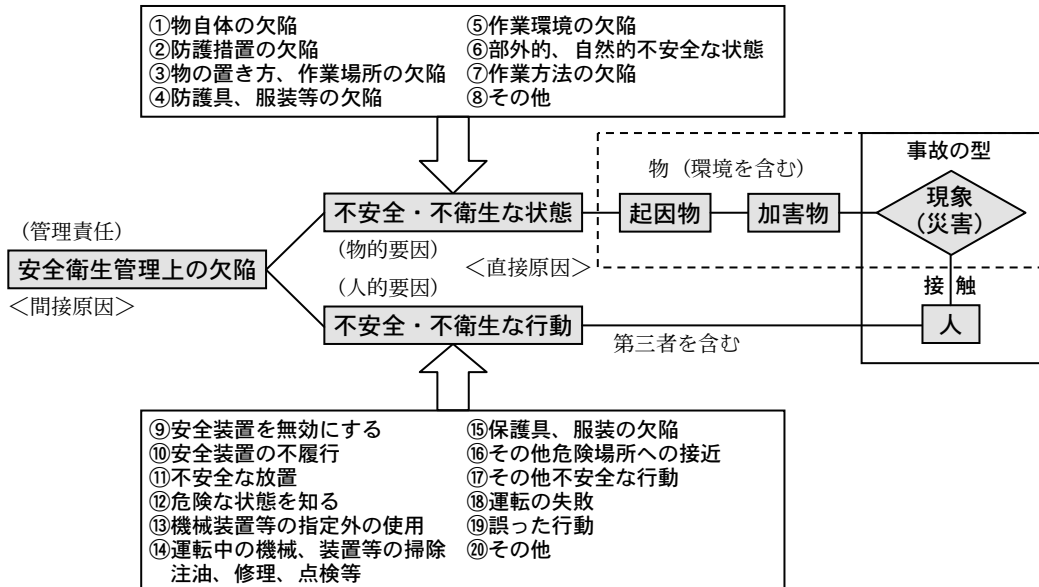
3. ヒューマン・エラーの直接要因

ヒューマン・エラーは大脳の意識レベルが低下したときに起きることが、日本人間工学会によって明らかにされている。例えば、睡眠不足や疲労等でぼんやりして、やる気が出ない時、また、叱られたりして興奮している時は、思考力・判断力が低下してヒューマン・エラーが起これやすい。近年では農業政策の後退等により農業従事者の不安・悩みは深刻なものとなっている。農作業中に「後継者がいない」「農地の売却もやむを得ない」といった不安や悩みを思い出せばヒューマン・エラーは起これやすくなる。

また、日本建設業団体連合会は、ヒューマン・エラーによる労災150事例を分析し、その要因を9項目に分類している(図表6)。これによると災害発生に関与したヒューマン・エラーで半数を占めるのが「危険軽視、慣れ、悪習慣、集団欠陥」(51.1%)であり、「近道本能、省略本能、能率本能」「無知、未熟練、経験不足、教育不足」も多くなっている。

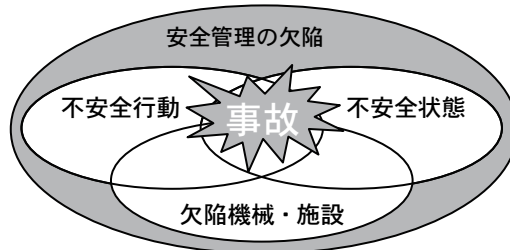
就農者には熟練者(高齢者)が多く、彼らは概して「自信過剰」や「思い込み」に基づいた動作をしてしまう危険性が高い。また、新規就農者やパートなどは経験不足による不安全行動が起これやすい。

図表3 災害発生の仕組みと災害原因



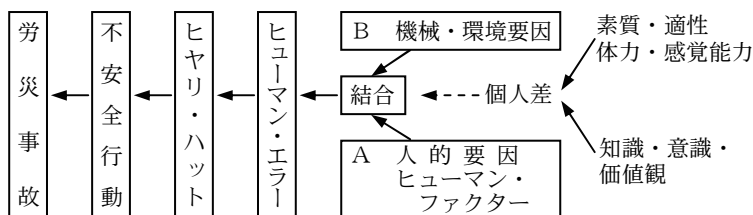
資料：厚生労働省『労働災害分類の手引』中央労働災害防止協会 昭和48年
 注) 災害は「物」と「人」とが接触した現象であり、その結果が「事故の型」として墜落、転落、はさまれ、巻き込まれ等21項目に分類される。「起因物」は災害をもたらすもととなった機械、装置、その他の物または環境等のことである。

図表4 農作業事故発生要因の相関関係－農作業事故要因は4つ－



資料：三廻部真己『農業労災の予防と補償制度』東京農業大学出版会 平成14年
 注) 農作業事故の発生は、①経営者の安全管理の欠陥によって起きている。安全管理の欠陥により、②労働者の不安全行動が起こり、③作業現場の不安全状態が生じ、④欠陥機械が運転され、それぞれの災害要因が絡み合って労働災害が起きている。地域農業の“安全管理”ということは、この4つの災害要因をJAや経営者が取り除いていくことである。

図表5 災害事故の発生のプロセス



資料：『労働と人間行動』正田亘監修 泉文堂 昭和56年
 注) 1. ヒヤリ・ハット、不安全行動、労働事故は筆者が追加させて頂いたものである。
 2. ヒューマン・ファクターの定義は「災害やヒューマン・エラー発生の背後にある、人間がかかわるすべての要因である。」(臼井伸之助=産業安全研究所・平成8年度安全技術講演会講演概要集P. 2)

図表6 9つに分類された建設業のヒューマン・エラーの要因とその割合

| |
|---|
| 1：無知、未熟練、経験不足、教育不足 (13.2) 知らなかったり、生半可にしか知らなかったこと等による作業者の動作・行動のエラー |
| 2：危険軽視、慣れ、悪習慣、集団欠陥 (51.1) 慣れによる安易な動作・行動、うっかり、ぼんやりして危険を軽視した動作・行動、その集団固有の習慣から発生する動作・行動のエラー |
| 3：近道本能、省略本能、能率本能 (19.1) エネルギー消費を最少にしようとする潜在的欲求に基づく動作・行動の簡素化によるエラー |
| 4：場面行動 (2.4) 一点に集中して周囲の状況が見えなくなることによる動作・行動のエラー |
| 5：緊急時のあわて、パニック状態 (1.3) 非常な驚き、パニック時の驚愕反応状況における動作・行動のエラー |
| 6：錯覚（外的、内的） (3.8) 見間違い、聞き違いなど五感による間違い（外的要因）及び思い込み等の悟性の間違い（内的要因）の錯覚に基づく動作・行動のエラー |
| 7：中高年齢者の機能低下 (4.6) 成人男子の肉体的な機能低下が40才頃から本人が十分自覚しないまま忍び寄ることから生じる動作・行動エラー |
| 8：疾病、疲労、体質、急性中毒 (0.7) 疾病、疲労、急性中毒など平常時と異なる肉体的条件下及び生まれつきの体質による動作・行動のエラー |
| 9：単調反復動作による意識レベルの低下 (5.3) 単調な動作が繰り返されることによる意識レベルの低下に基づく動作・行動のエラー |

資料：(社)日本建設業団体連合会・建設工業労務研究会
注) 1～9の()内の数字は回答割合を示す。
これらの要因は独立したものではなく、相互に関連する場合もある。

Ⅲ. 事故を防ぐ地域農業の安全管理体制とリスクアセスメント

1. 個人任せの「安全」には限界がある

人間には思い込みや勘違い等のいわゆるヒューマン・エラーがある。労災事故の大半はこのエラーに基づく不安全行動によって引き起こされている。しかしヒューマン・エラーを人間から取り除くことは不可能だ。作業者が「不安全な行動」を起こさないように、農業経営者等が安全の確保に向かってリードしていくことが重要となろう（図表7）。また、危険予知能力を発揮して潜在事故要因を特定していくことも必要である。この点は、集落営農組織の作業前ミーティングや安全パトロール活動が実に有効な手段といえよう（図表8）。

農業は1人作業の独断即決の作業方法が多い。「自分の命は自分で守れ」といわれてきたように、農作業の安全対策は個人任せになっているのが実態である。個別農家による事故防止対策では限界があるだろう。農作業事故を防ぐためにはJAや集落営農組織等が安全

対策を組織的に展開し、他産業並みに安全管理活動を推進していく必要がある。JAはこれまで集団検診などを全国的に展開し、健康管理活動において大きな貢献をしてきた。しかし、健康管理活動だけでは農業従事者の命は守れないというのが現状であり、健康をつくり出す健康管理活動と同様に安全をつくり出す安全管理活動を並行して展開していくことが重要だ。

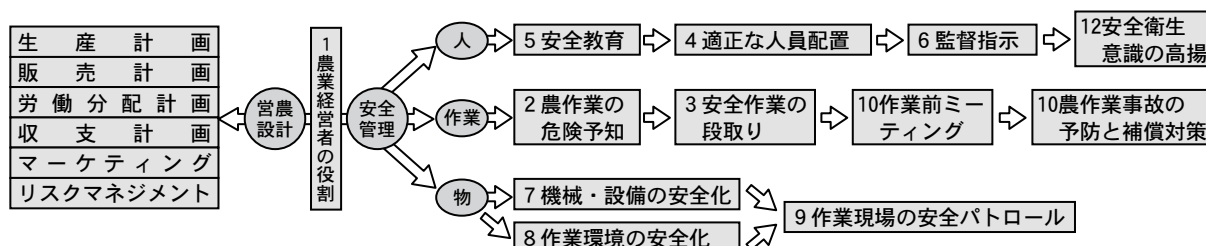
2. JA主導による「営農管理師」制度の創設を

他産業の事業者は、労働安全衛生法により事故防止の安全教育を労働者に行うことが義務付けられている。作業主任や職長、安全管理士等の資格者が選任され、50人以上の事業場では毎月1回以上の安全衛生委員会を開催している。農業においても、農業者の命を守るための専門知識を習得した「営農管理師(仮称)」のような人材が必要ではないか。そして、筆者はその人材育成にJAが先頭に立ち取り組むべきであると考えている。他産業のよ

うに事故防止の人材を育成しなければ農作業事故はなくなる。「安全」があって生産があるわけである。JAが中心となって農業安全委員会を設置し、組合員農家の命を守るた

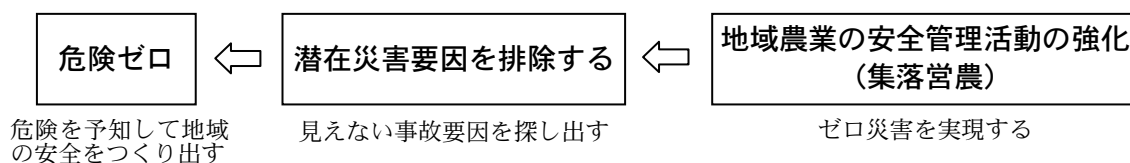
めの人材育成のプロジェクトチーム等を立ち上げ、事故防止のための安全管理体制（図表9）の確立を図っていただきたいと願っている。

図表7 農業経営者の安全管理業務の概要とその手順



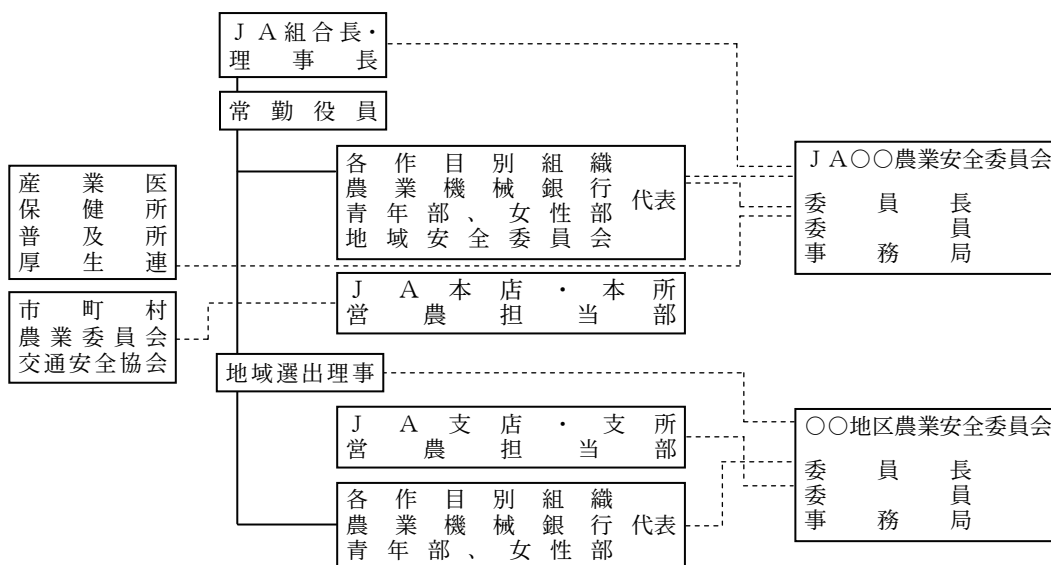
注) 安全管理上の手抜きがあつて事故が発生すれば、安全配慮義務違反として莫大な損害賠償金が求められる場合がある。

図表8 こうすれば事故は防ぐことができる



- 注) 1. 地域農業の安全パトロールを行い、潜在災害要因を早期に取り除けば無災害となる。
 2. 事故は安全管理の欠陥によって生じているものである。
 3. 地域農業の「安全文化」の水準が向上すれば事故は減少する。

図表9 地域農業安全委員会の組織機構図(例)



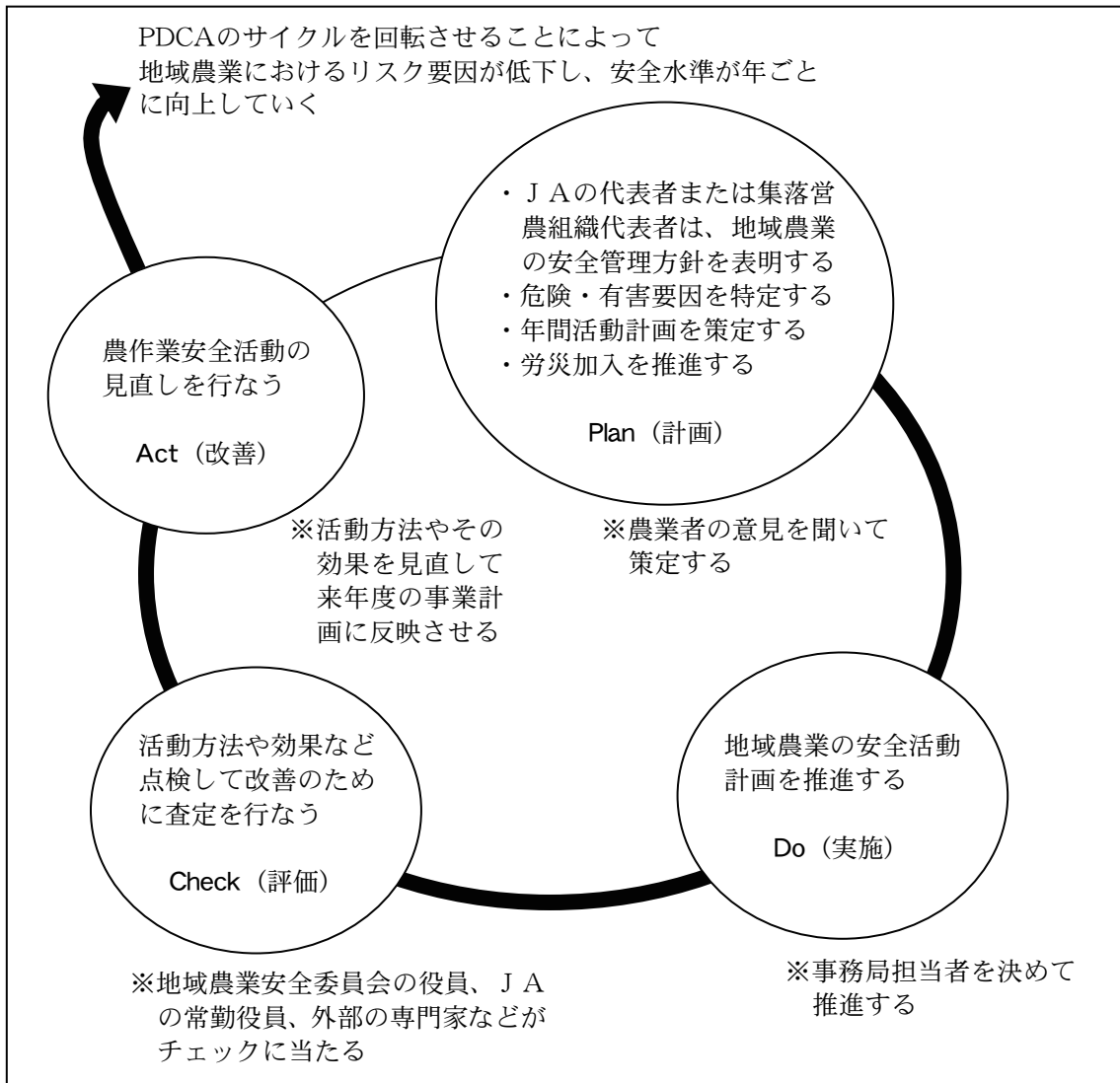
資料：筆者作成

3. J Aが安全管理のPDCAに取り組む

農作業事故を減少させるためには、現場のリスク要因を低下させる安全管理体制を構築することが重要である。それには「PDCA＝Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Act（改善）」に基づいた、一連の事故防止対策を推進していくことが欠かせない（図表10）。他産業では既にPDCAサイクルの導入によるリスクアセスメントが盛んに行なわれているが、農業においてはいまだに導入してい

るJ Aは少ない。J Aの経営者や集落営農組織の代表者は、全農家の協力を得て、事故を防ぐ地域農業の安全管理対策を推進することが必要だ。農作業の機械化時代に対応した安全教育が不十分の状態、安全を個人任せにしている農業は安全文化の面では時代遅れになっている。組織的に事故防止活動が展開されない限り事故は減少しない。事故防止教育への取り組み方として、筆者が信じて止まない言葉を紹介する。それは『やって見せ 言

図表10 安全管理のPDCA



資料：筆者作成

って聞かせて させてみて 褒めてやらねば人は動かじ』だ。元・連合艦隊司令長官・山本五十六元帥の言葉である。農作業事故の防止は、営農指導の範疇であり、また、ひと・いえ・くるまの総合保障を提供している立場からしても、JAの責務といえるのではないかと考える。事故防止はJAでなければできない。筆者は技術士としてあらゆる企業の安全活動に取り組んできたが、農作業事故の頻発に際しては、協同組合の本領である人間愛が安全管理活動面で十分発揮されていないように思えてならない。

集落営農における草刈作業のリスクアセスメント診断・リスク評価表(図表11)を提示する。これは①それぞれの作業手順に潜む危険性・有害性を特定し②事故の大きさと発生頻度を事前に評価し③そのリスクの低減対策の優先度を決めて、先手を打っていく。そして④実施結果を評価することによってリスク水準を引き下げ、危険ゼロひいては事故ゼロを目指すことを狙いとしている。このアセスメント表を各種農作業の安全管理活動における参考資料として是非ご活用いただきたい。

図表11 リスクアセスメント診断・リスク評価表

| 作業名 | 草刈機による農家総出の土提の草刈作業 | 実施年月日 | 平成22年8月20日 | | | 実施者 | 〇〇〇〇 | | | 承認者印 | 備考 | |
|-------------------------|--|-----------------------------|------------|----------------------|----------|----------------------------|---------|---|-----|----------------|----------|-------------|
| | | | 作業過程(作業手順) | 危険性又は有害性と発生のおそれのある災害 | 既存の災害防止策 | | リスクの見積り | | | | | リスク低減対策(提案) |
| | | | | 重篤度 | 発生可能性 | 優先度(リスク) | | | 重篤度 | 発生可能性 | 優先度(リスク) | |
| ①作業前のミーティングで忠告 | 熱中症で死亡 腰痛。周囲に人を寄せない。顔面の刺傷と足の切断 | 野球帽・汗ふき手ぬぐい。指導なし | × | × | Ⅲ | 始業前のミーティングで危険予知事項を組み込む | △ | △ | Ⅱ | あいさつの中へKYを組み込む | | |
| ②機械の始業前点検 | 試運転で音、回転、状況を点検する | エンジンの試運転のみ | △ | △ | Ⅲ | 歯の欠損や切れ味を点検。腰痛や疲労軽減 | △ | △ | Ⅱ | | | |
| ③土提にピンや缶、大きな石がないか点検する | 草刈機の回転歯が当たり、破片が身体を刺傷、機械が破損 | 簡単に現場を見ていた | △ | △ | Ⅱ | 事前点検して現場の不安全状態を確認する | △ | △ | Ⅰ | | | |
| ④交通指導員を配備して通行人や自転車を確認する | 通行人や自転車に草刈機の破片が当たる事故 | なし | △ | △ | Ⅲ | 交通指導員の配置は絶対である | △ | ○ | Ⅰ | 一点集中作業騒音 | | |
| ⑤作業員の草刈範囲を決めて人員配置する | 草刈範囲を決めて接触事故を防ぐ | 作業範囲は決めていたが「安全」は個人任せだった | △ | ○ | Ⅱ | 水分の補給は茶水を配給し麦わら帽子の着用をすすめる | △ | ○ | Ⅰ | | | |
| ⑥草刈機の騒音と一点集中作業の危険性 | 草刈機の騒音と一点集中で周囲の状況が全く分からないことから人に危険を及ぼす | 農家の共同作業のため「労働安全」のリーダーがいなかった | × | △ | Ⅱ | 作業主催者が事前に留意事項を印刷して配布しておくこと | △ | ○ | Ⅰ | 集落営農では実施 | | |
| ⑦草の根本から斜面に沿って刈落とす | 草のつるや異物が歯先にかかりついて急停止する場合がある。エンジンを止めないで取り除くと急回転して指先が切断される | 手抜きしてエンジンを止めないで負傷が多かった | × | △ | Ⅲ | 必ずエンジンを止めてから、詰まりや異物を取り除くこと | ○ | ○ | Ⅰ | | | |
| ⑧草刈り作業終了後に土提から農道へ立ち上がる | 刈り倒した草の上を踏みつけて足が滑り転倒する | | △ | △ | Ⅱ | 刈り倒した草の上を歩かないこと | △ | ○ | Ⅰ | | | |

資料：筆者作成

- 注) 1. 災害の重篤度 ×=死亡・作業1か月以上、△=作業1日以上
 2. 発生の可能性 ×=可能性が高い、△=可能性がある、○=可能性はほとんどない
 3. 優先度：Ⅲ=直ちに解決すべき重大なリスクがある、Ⅱ=速やかにリスク低減措置を講じる必要があるリスクがある、Ⅰ=必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある

IV. 農業経営を守る労災保険制度

1. 農作業事故が農業経営に及ぼす影響

農作業の機械化や就農者の高齢化が進み、負傷や死亡事故が頻発している。農業経営者は農作業事故の予防や事故補償の確保といった、リスクマネジメントに取り組まざるを得ない状況である。ひとたび農作業事故を起こすと家族全員に農業労働力のしわ寄せが及ぶ(図表12)。特に高齢者の事故は、若年者の事故と比べて休業日数が長くなる傾向がある。その分の医療費が嵩み、経営規模の縮小や離農に追い込まれていくことが憂慮される。また、事故で入院しても高額な医療費を農業所得だけでは支払えないのが実状だ。農業経営にとって労災事故補償の確保は不可欠となっている。

2. 農業者の労災保険制度

農作業事故の発生率が全業種の中でも非常に高いことは前述のとおりである。労災保険未加入者は、国が社会保障政策の一環として運営している労災保険に迷わず加入すべきであろう。以下、農業者の労災保険制度の概要について触れる(詳細は厚生労働省のHPを参照)。

(1) 農業者の労災保険制度は3本立て

農業者が加入できる労災保険制度は、①特定農作業従事者②指定農業機械作業従事者③中小事業主等の3種類である。自営農家は補償範囲の広い、①特定農作業従事者として加入することが望ましいだろう。

図表12 農作業事故が農業経営に及ぼした影響

(単位：件、%)

| 農業経営に及ぼした影響 | 専従者 | 補助者 | その他 | 計 |
|------------------|-----|-----|-----|----------|
| 治療費等の出費による家計圧迫 | 27 | 2 | 2 | 31(5) |
| 治療期間の労働力不足 | 174 | 35 | 1 | 210(33) |
| 治癒後事故前と同様に働けなくなる | 35 | 5 | 1 | 41(7) |
| 家族労働への過重負担 | 167 | 28 | 1 | 196(31) |
| 作業遅延による作物の品質の低下 | 48 | 1 | 0 | 49(8) |
| 経営規模の縮小 | 10 | 1 | 0 | 11(2) |
| 雇用労働費の増加 | 68 | 12 | 0 | 80(13) |
| その他 | 9 | 0 | 0 | 9(1) |
| 計 | 538 | 84 | 5 | 627(100) |

資料：農林水産省(昭和47、48、49年の3年間の合計)

注) 1. 3年間の農業機械、施設による全事故519件のうち、農業経営に及ぼした影響が「特になし」と答えた141件を除く378件について集計したものである。

2. ()内は、影響の延件数を100とした割合である。

(2) 年間保険料

保険料は掛け捨て制で、給付基礎日額が保険料算出の基礎となる。JAの方針としては、給付基礎日額を1万円に設定することを推奨しており、年間保険料は特定農作業従事者で32,850円、指定農業機械作業従事者で18,250円、中小事業主等で43,800円となっている。

(3) 雇用労働者にも労災適用

農業経営者が「特定農作業従事者」か「指定農業機械作業従事者」のいずれかに加入していれば、パートタイマー等の雇用労働者にも労災保険が適用される。雇用している労働者に万が一のことがあった場合には、高額な損害賠償金が発生することもありうる。雇用労働者の労災手続きをJAに申し込むことは必須である。

例えば、1日1万円の賃金で年間10人（10日間）を雇用する計画がある場合、雇用者への総支払賃金は10万円となるが、この10万円の1000分の12である1,200円を自らの年間保険料と共に支払っておけば、雇用労働者の労災補償が他産業労働者並みに確保できる。

(4) 補償内容のポイント

- ・療養補償給付
 労災指定病院で、必要な治療が無料で受けられる。
- ・休業補償給付
 農作業中の事故や疾病等で休業した場合、休業4日目から治るまで、休業補償金として給付基礎日額の80%相当額が支給される。
- ・障害補償給付
 障害等級表に該当する障害が残った場合に、等級に応じて年金あるいは一時金が支

給される。

- ・傷病補償年金
 療養開始後1年6ヶ月を経過しても治らない疾病に対して、等級に応じて年金が支給される。
- ・遺族補償
 労災加入者が死亡した場合に、その遺族に対して、遺族の人数に応じた年金あるいは一時金が支給される。
- ・葬祭料
 労災加入者が死亡し葬祭を行う場合に、315,000円+給付基礎日額の30日分あるいは給付基礎日額の60日分のいずれか高い額が支給される。
- ・介護補償給付
 一定の障害により障害年金あるいは傷病年金を受給し、かつ、介護が必要になった場合は一時金が支給される。

3. 「JAかながわ西湘」の労災上積み補償制度

JAかながわ西湘では、組合員の労災補償を十分に確保するために、労災保険の上積み補償制度を実施している。これは、JA共済の農作業中傷害共済をベースとして労災保険を上積みする方法である。

農作業中傷害共済は、①掛金が安い②家族のうち1人が加入していれば家族全員が補償の対象となり、さらに雇用労働者も補償の対象となる③農作業中のみならず市場や農場への往復上の事故も補償される④JAが補償の適用判断を即断即決するので早期に共済金が支払われるなど、組合員にとって加入しやすい仕組みとなっている。一方、労災保険は、療養補償給付や休業補償給付など、長期の治療を要する場合の補償が手厚くなっている。

農機事故による治療は長期に及ぶ実状を鑑みて、JA共済の事故補償を補完する意味で労災保険とのセット加入を推進している。図表13のとおり、加入者数は両方とも安定しており、同JAが独自に行っている労災上積み補償のポリシーは組合員に高く評価されている。

冒頭に示したとおり、農作業事故死の発生件数は、この40年間横ばい（減少していない）の状況にある。全国的に就農者の高齢化が進んでいることから、今後は横ばいどころか、増加も懸念されるところである。また、厚生労働省が公表している、産業別の労災発生年千人率（労災保険の加入者1000人あたりの年間死傷者数）では、農業8.2人、建設業4.9人、製造業2.5人、全産業平均2.0人（すべて平成21年度の数値）となっており、農業の死傷者発生率は他産業と比べて非常に高くなっている。同様に、JAかながわ西湘における、傷害共済および労災保険の加入者1,000人あたりの事故補償適用件数を見ると、傷害共済で

は49人、労災保険では39人となっている（図表13）。このような現状において、事故補償を確保することは農業経営上不可欠である。

JA共済連には農作業中傷害共済の内容を充実させて、労災保険とのコンビネーションを意図した、新しい共済仕組の開発を期待したい。それはJA事業の新たな突破口を開くことに直結する。現にTAC*が労災補償をリードして、大規模農家との強い絆を築き上げ始めている。事故防止と労災補償においてJAの底力を発揮すれば、新しい進路が拓けてくるのではないだろうか。農作業の安全文化をJAが築き上げれば、農作業事故は急速に減少するものと確信する。

※TACとは、JAとJA全農が組織する農業コーディネーターチームのことで、「地域農業の担い手に出向くJA担当者」の愛称である。「Team for Agricultural Coordination」、「T（とことん）A（会って）C（コミュニケーション）」などの意味が込められている。

図表13 JAかながわ西湘の傷害共済と労災保険加入者の労災発生年千人率

| 年次区分 | | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 |
|------------|------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| JA農作業中傷害共済 | 加入者数 | 人 2,905 (100.0) | 人 2,855 (100.0) | 人 2,790 (100.0) | 人 2,745 (100.0) | 人 2,710 (100.0) |
| | 適用件数 | 164 (56.5) | 130 (45.5) | 170 (60.9) | 140 (51.0) | 133 (49.1) |
| 労災保険 | 加入者数 | 491 (100.0) | 503 (100.0) | 507 (100.0) | 502 (100.0) | 511 (100.0) |
| | 適用件数 | 18 (36.6) | 17 (33.7) | 25 (49.3) | 15 (29.8) | 20 (39.1) |

資料：JAかながわ西湘 相談課
注）（ ）内の数字は加入者1,000名に対する事故補償適用件数である。

おわりに

農作業事故はなかなか減らない。筆者は微力ながらもこの対策に奮闘してきたが、全く慚愧に堪えない。この場を借りて、全JAのトップリーダーに事故防止対策の推進を衷心より嘆願する次第である。JAと行政が提携して創設した集落営農組織を通じて、事故防止をはかる地域農業の安全管理と労災補償活動を展開していただきたい。事故は安全教育の不備で起きている。ところがJAには農作業事故防止と労災補償の担当者が確定していない。事故防止のノウハウは幾通りも実用化している。地域農業の安全管理活動を展開すれば、悲惨な事故をストップできる可能性は十分にある。個人任せの安全の確保には限界

がきた。集落営農組織を全国的に設立し、農作業事故防止と労災補償対策を推進することが、地域農業の持続的発展策のキーポイントになっている。JAの底力を内外に示すべき時がきている。悲惨な農作業事故のない、共存同栄の絆によって結ばれた理想郷の建設という、JA戦略の成功を祈って止まない。

<執筆者紹介>

三廻部 眞己

労災予防研究所長 東京農業大学客員教授
農学博士 日本農村医学会評議員 文部科学省登録・技術士（農業コンサルタント） 厚生労働省登録・労働安全コンサルタント。

昭和31年東京農業大学農学部農学科卒。同年神奈川県中央会へ。営農指導員、日本農業新聞記者、同会生活部長、農家経営相談室長を経て平成5年同会退職。この間、農林水産省農作業安全研究会委員、労働省労災防止技術指導員、小田原市農協理事（9期）等を歴任。

平成8年、農業労災の研究業績により日本農村医学会の推薦によって日本農業新聞賞、同15年、労働安全活動の水準を高めたことにより厚生労働大臣功績賞、同22年、農協運動の発展に貢献したことにより第32回農協人文化賞を受ける。

おもな著書等

- 『農業労災の防ぎ方』
（財）農林統計協会 S52年6月
- 『農業の安全管理』
（財）農林統計協会 S57年12月
- 『農業労災の予防と補償制度』
（社）家の光協会 H3年8月
- 『農業労災の予防と補償制度－地域農業の安全管理』
東京農大出版会 H5年10月
- 『農業者の労災補償Q&A－農作業安全とリスクマネジメント』
JA全中 H16年1月
- 『農業者の労災保険加入推進の手引き』
JA全中 H20年2月
- 『農作業事故の防ぎ方と労災補償』
（社）家の光協会 H22年4月